

令和2年度水路占用料の賦課誤りについて

この度、南土木事務所管内において、令和2年度に賦課した水路占用料の一部に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

本件につきまして、水路占用者の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和2年度の水路占用料について、平成31年4月の水路占用料の改定に伴う激変緩和措置の適用を受けなくなる水路占有者に対しては、改定後の水路占用料の額を賦課すべきところ、激変緩和措置の適用を受けていた平成31年度(令和元年度)の水路占用料の額と同額を賦課してしまったため、当該水路占有者から本来徴収すべき水路占用料の額よりも少ない額を徴収していたものです。

本事象は、令和3年度の水路占用料賦課事務を行っていたところ、4月13日に判明したものです。

2 対象者数等

令和2年度占用料が増額となる水路占有者 13名

総額 6,642円

(一人当たり70円から3,264円まで)

(参考) 南土木事務所管内の賦課対象者 38名

3 原因

平成31年4月の水路占用料の改定に伴う激変緩和措置を誤って解釈していたことによるものです。

4 今後の対応

令和2年度の水路占用料が増額となる水路占有者に対してお詫びするとともに、増額分の水路占用料の納付をお願いしてまいります。

5 再発防止策

今後につきましては、担当する職員において賦課業務における理解を深めるよう研修を行うとともに、現在、手計算により行っている賦課業務をパソコンにより自動計算し、処理できるよう改善を図り、各土木事務所で共通して運用することにより再発防止に取り組んでまいります。

(参考)

※「激変緩和措置」とは

平成31年4月の水路占用料の改定に伴い、平成31年3月31日以降に水路占用許可が満了し、継続して許可を受ける者について、継続して許可を受けようとする年度の水路占用料については、その前年度の水路占用料の額の1.2倍の額を限度額として賦課するなど、急激な水路占用料の上昇による水路占用者の負担の軽減を図るものです。

〈お問合せ先〉

南土木事務所

直通電話 042-749-2211

対応責任者 大貫・元木